

台東区多文化共生推進プラン パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和3年12月16日(木)～令和4年1月6日(木)
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、 区政情報コーナー、生涯学習センター、区民課
意見受付件数	7件 3名
提出方法の内訳	ホームページ 2人(3件) 郵送 0人(0件) ファクシミリ 1人(4件) 持参 0人(0件)

分類	項番	意見	区の考え方 (該当する取組)
第1章	1	<p>「6 多文化共生の定義」の「国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」についてですが、「対等な関係」とはどのような関係でしょうか？</p> <p>たとえば、憲法の上に宗教がある人たち(原理主義)と対等な関係を築き共生ができるのでしょうか？</p> <p>文化の価値は同じですが、別の国の中で対等(正当性)を主張したらどうなりますでしょうか？</p> <p>違う外国人同士の文化の違いを受け入れてもらうにはどのような対策をしますでしょうか？</p> <p>多文化共生というのであれば、その点の記載も必要だと思います。</p>	<p>「対等な関係」については、多文化共生の定義の中にある通り、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的差異を認め合える関係が「対等な関係」だと認識しております。</p> <p>また、文化の違いを受け入れてもらうためには、交流を通してコミュニケーションを促進し、相互理解を推進することが重要だと考えており、「地域で暮らす外国人との交流事業」や『『やさしい日本語』講座の実施』など、必要な取組を実施してまいります。</p>
第3章	2	<p>「台東区多文化共生推進プラン」の「基本理念」の「言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生」の地域社会の実現」の記載についてですが、国家と国家の主権国家同士であれば共生できる可能性はあると思いますが、1つの国家内で多文化共生は無理だと思います。</p> <p>アメリカや中国の現状をみても多文化共生はできていないように、1つの国に別々の共同体が作られ、やがて日本人と外国人の、外国人と外国人の間に軋轢を生み、分断を推し進める</p>	<p>「多文化共生」の地域社会の実現に向けて、今回策定する「台東区多文化共生推進プラン」に基づき、区民の皆様や地域の関係団体と区が一体となって多文化共生を推進してまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方 (該当する取組)
第3章	2	<p>ことになると思います。</p> <p>「認め合うこと」は「受け入れること」ではありません。</p> <p>外国人への理解と配慮は必要だと思いますが、今の緊迫している国際情勢を鑑みると、外国人の増加は非常に恐怖に感じています。そのため国の推進をそのまま採用するようなプラン策定にも危惧しております。</p>	
第4章	3	<p>去年の「武蔵野市住民投票条例案」の問題が表面化したことにより、区報に記載されている意見募集の記事がどれだけ大切かということに気が付くことができました。</p> <p>そして、「多文化共生」について調べてみると、たくさん問題点があることがわかりました。</p> <p>そのようなことから、今回「台東区多文化共生推進プラン」について意見を提出させていただきました。</p> <p>SDGsや多文化共生は、耳障りの良い言葉ではありますが、「プランの策定の背景」の中で、多文化共生を推進する理由が明記されているとおり、国が推進するグローバル化(国境の壁を無くし人の移動を自由にする)と称した移民(外国人労働者)を受け入れるよう日本人に周知するためのプラン内容と読み取りました。</p> <p>また、「多文化共生社会」は、移民問題の大義名分であると警鐘を鳴らしている方々も多数おられました。つまり、観光客のように日本の文化・風習に関心があって来ている人たちではないということが推測できます。であれば、</p> <p>・事業 No.1 計画事業「初級レベルの日本語教室を開催します。」は初級レベルの日本語もできない外国人を受け入れていることになり、それ自体に問題はないのでしょうか？</p> <p>あくまで自治体が資金支援しない形であればよいですが、観光客ではない、初級レベルの日本語もできない外国人のために区が日本語教室を主催することに釈然としません。</p>	<p>日本語教室については、教養や生涯学習のための日本語学習ではなく、初歩的な日本語を学習することで生活に必要な情報を適切に取得し、コミュニケーションをとれるようになることを目的としております。</p> <p>地域住民とのトラブルにつながることはないよう日本語及び日本の文化、生活習慣を学ぶ機会を提供することは、外国人だけでなく地域住民にとっても重要な取組であると考えております。</p> <p>なお、授業で使用するテキスト代は受講者が負担しております。</p>

分類	項番	意見	区の考え方 (該当する取組)
第4章	4	<p>全体的に「日本人が外国人にサービス(与える)する」書き方になっているように読み取れますので、修正いただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、日本人が日本文化(台東区が台東区の地域文化)を見直し、</li> <li>・そして外国人に日本の文化を受け入れてもらう。</li> <li>・受け入れられない外国人がいれば、台東区として「NO」ということ、</li> <li>・それに応じた対策も併せて記載するようお願いしたいです。</li> <li>・できることと、できないことを明確にし、できない(受け入れられない)ことも明記していただきたいです。</li> </ul> <p>あくまで、主役は主権国家である日本国民であり、まずは台東区民が安心して生活できるプランにしていきたいです。台東区民ファーストをお願いします。</p> <p>自分自身も、これを機に多文化共生社会について考えていきたいと思えます。今後ともよろしく願いいたします。</p>	<p>外国人へのサービスだけに偏らずに区民の皆様の意見を多文化共生推進の取組に反映していくため、「多文化共生庁内連絡会の開催」を「多文化共生推進連絡協議会の開催」へ修正しました。</p>
第4章	5	<p>外国人が地域に増えると、騒音やゴミの分別などの問題が起きて、日本人が「迷惑な隣人」と感じやすくなります。また、交流の場づくりは、多文化共生に興味のある同じ顔ぶればかりが参加するため、同じ地域の区民同士が「見知らぬ隣人」のままになりがちです。そのため、交流事業や地域活動への参加促進事業は、結局、多文化共生に関心を持つ一部の層にしか効果がなく、「多様性を尊重し、誰もが活躍できる地域づくり」に至らないことが、日本の各地で見受けられます。そもそも、外国人は、経済状況、教育段階、在留資格などで多様な背景を持ったため、一律の施策が機能しません。そこで、地域の現状に根差して活動する第三者として、区民館の職員の活用を提案します。たとえば、三重県四日市市では、外国人の集住する笹川地区を「多文化共生モデル地区」に位置付けて笹川団地の敷地内に多文化共生サロンを設置。そこに、多文化共生モデル</p>	<p>区では地域全体で多文化共生を推進していきたいと考えており、特定の地区をモデル地区として設定して多文化共生を推進していくことは現在想定していません。</p> <p>区では今後も地域の中での交流や地域活動への参加を、多様な主体との協働にて促進してまいります。</p> <p>「職員を対象とした『やさしい日本語』研修の実施」を追加して職員全体に対する多文化共生意識の啓発を行うとともに、新たに「多文化共生推進サポーターの育成・登録」を実施することで、地域の中で活躍する人材の育成を図っていきたいと考えているため、区民館の職員を</p>

分類	項番	意見	区の考え方 (該当する取組)
第4章	5	<p>地区担当コーディネーターを2名配置しながら、多文化共生の地域づくりを推進しています。そこで、区民館の職員を活用すれば新規予算の投入が最小限で済みつつ、同様の取り組みが実行できます。さらに、「多文化共生モデル地区」を設定して、その地区の区民館で試験的に取り組みを進めることが望ましいと考えます。そして、区民課協働・多文化共生係の方々が、横断的な視点での情報共有や研修などを実施することで、区民館の職員に対するコーディネーター育成研修が必要になるはずで。従いまして、1.「多文化共生モデル地区」の設定、2.交流促進の場として区民館の活用を明示、3.コーディネーターとして区民館の職員の活用を明示、4.コーディネーター育成研修の実施を明示、という4点について、「P41取組の方向性⑨ 地域で暮らす外国人と日本人の交流機会の創出」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>	<p>限定してのコーディネーター育成は現在想定しておりません。</p>
第4章	6	<p>隣近所の日本人と外国人が、生活トラブルなく「お互い静かに暮らせる関係」を「共存」と定義します。たとえば、外国人はゴミの分別に関する説明をほとんど受けずに地域で住み始めるので、悪気なく分別が出来ません。一方で、日本人からすれば、悪気が無かろうと迷惑に感じます。これでは、お互いに不幸な状況になることが、来日時点で決まっています。そこで、日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保するのが「共存」のポイントです。</p> <p>例えば、静岡県磐田市では、「外国人情報窓口」を設置し、転入手続きの際に通訳者を交えて、日本の生活習慣を伝える時間を設けています。また、不動産業者が物件を貸出す際、日本の生活習慣を説明する必要があります。さらに、企業は、外国人の労働力の恩恵を受ける一方で、地域では生活トラブルが増えやすくなります。そこで、外国人従業員が、日本の生活習慣を理解できるように、社員教育をする責任が雇用企業にあります。</p>	<p>転入手続き時に生活に必要な情報を多言語で掲載している生活便利帳などを提供することで生活習慣に関する情報取得を推進するとともに、「外国人のための日本語教室の開催」に日本語だけでなく日本の生活習慣を学ぶ機会を提供する内容を追記し、外国人が日本の生活習慣を学ぶ機会の充実を図っているため、外国人への生活オリエンテーションを行う専用の窓口の設置は想定しておりません。</p> <p>「日常生活のルールやマナーに関する多言語での意識啓発の推進」の内容を多文化共生推進に関わる団体と連携して意識啓発を図る内容に修正し、不動産関係団体をはじめとした外国人雇用企業等の関係団体と連携して外国人が生活に</p>

第4章	6	<p>さらに、地域で住み始めるまでに伝えるだけでなく、地域で住み始めた後にも、企業などが定期的にオリエンテーションするなどして、外国人が日本の生活習慣を再確認する機会を設ける必要があります。</p> <p>従いまして、1. 転入時、日本の生活習慣を外国人に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口の設置、2. その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること、3. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼、4. 外国人雇用企業に日本の生活習慣を理解できるオリエンテーションの開催を依頼、5. 外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などの定期的なオリエンテーションを実施するように依頼、という5点を「P38 取組の方向性⑧ 多文化共生の意識啓発及び異なる文化に対する理解の推進」の具体的な施策内容としての追加を提案します。</p>	<p>必要な情報を適切に取得できるよう努めてまいります。</p>
その他	7	<p>多文化共生プランの計画案につきまして、大変素晴らしいものと拝見しました。ただ計画案には、日本人である私たちが、外国人、あるいは外国ルーツの方々に「教えてあげる」姿勢が目立ち、一方で、そのような方々の意見に「耳を傾ける」姿勢があまり窺えないように感じました。例えばいま区内の公遊園には、英語のみならず、ヒンディ語での「球技禁止」の横断幕が張られています。それらからは一方的に諸外国の人々を従わせようとする、高圧的な態度が垣間見えます。彼ら、彼女らの意見もうかがいながら、例えば球技のできる場所や時間帯を定めるなど、その土地に住む住民全員で、暮らしのルールを決めていければよいのではと思います。台東区に住み、暮らすことに、国籍やルーツは関係ありません。一方的に日本人が「教えてあげる」のではなく、外国人、外国ルーツの方々と対等に暮らしていける台東区になることを強く希望いたします。</p>	<p>在住外国人を含めた区民の皆様の意見を今後の多文化共生推進の取組に反映していくため、「多文化共生庁内連絡会の開催」を「多文化共生推進連絡協議会の開催」に修正しました。</p>